

伊賀市小学校給食センター整備運営事業 第2回入札説明書等に関する意見書の回答

No.	書類名	頁	記載箇所					項目	内容	回答
1	事業契約書（案）							全般	<p>実施方針では、事業者に融資する金融機関と市との間での直接協定の締結について述べられていますが、直接協定で規定する内容について事業契約書に追記していただきたいと考えます。</p> <p>具体的には</p> <p>(1) 市が本契約に関して事業者に損害賠償を請求し、又は本契約を終了される際の金融機関への事前通知及び金融機関との協議について</p> <p>(2) 事業者の株式又は出資の全部もしくは一部を出資者から第三者に対して譲渡させるに際しての金融機関との間で行う事前協議について</p> <p>(3) 金融機関が事業者への融資について期限の利益を喪失させ、又は担保権を実行するに際しての市との間で行う事前協議及び市による承諾又は市に対する通知について</p> <p>(4) 市による契約の解除に伴う措置について</p> <p>(5) 事業者が保有する権利及び資産に金融機関が担保を設定し、又は行使する際の市との間で行う事前協議について等の事項について市と金融機関が協議することを明確化していただきたいと考えます。</p>	市はSPCに融資を行う金融機関と直接協定を締結することを想定しているため、事業契約書に「甲は、本事業の継続性を確保するため、金融機関等と協議を行い、直接協定を締結することができる。」という規定を追加します。事業契約書において、直接協定の内容を規定する必要はないと考えます。
2	事業契約書（案）	22	第7	66条	8	(3)		異物混入・食中毒等	「前2号に該当しない事由」とは、「乙(事業者)の責めに帰すべき事由による場合」であることを明確にして頂きたいと考えます。	現規定のとおりとします。
3	事業契約書（案）	26	第10	76条	4	(1)	イ	本市による本契約の終了	出来形がない場合でも既に支出した設計等の費用は事業者に支払われるようにしてください。出来形の買受代金には既に支出した設計等の費用も含まれることを明確にしてください。	現規定のとおりとします。
4	事業契約書（案）	30	第11	81	3			法令変更による協議及び追加費用の負担	全ての法令変更に係る増加費用・損害について市負担として頂きたいと考えます。	現規定のとおりとします。